

青森公立大学履修証明プログラム  
2024年度3月修了予定者

◆博士前期課程

1名

2023年度入学生 1名

## 青森公立大学履修証明プログラムに関する規程

令和2年2月21日  
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第45条の規定に基づき科目等履修生として入学する者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、青森公立大学が履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 履修証明プログラムの名称は、データ分析士A種（経営経済）（以下「A種」という。）又はデータ分析士B種（経営経済）（以下「B種」という。）とする。

(編成の要件)

第3条 A種又はB種の履修証明の要件となる科目は、青森公立大学大学院において開講されている科目から編成し、別表のとおりとする。

(履修資格)

第4条 履修証明プログラムを履修することのできる者（以下「履修者」という。）は、青森公立大学科目等履修生規程（平成21年規程第109号。以下「科目等履修生規程」という。）第3条の規定を準用する。

(出願)

第5条 履修証明プログラムの履修を希望する者は、所定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

(入学科等)

第6条 履修証明プログラムの履修者は、科目等履修生規程第8条の規定にかかわらず別に定める入学科及びびに授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。

(入学時期)

第7条 履修証明プログラムの履修者の入学時期は、青森公立大学大学院学則第25条の規定を適用する。

(履修期間)

第8条 履修証明プログラムの履修期間は、A種においては2年間、B種においては1年間とする。ただし、第3項に定める一時履修停止期間は、当該履修期間に含まれないものとする。

2 履修期間は、前項の期間にかかわらず、第3条に定める履修証明の要件を満たした時点で終了する。

3 履修者は、所定の期日までに履修証明プログラム停止願（様式第1号）を提出することにより、学期単位で、履修証明プログラムの履修を停止することができる。この場合において、履修を停止できる期間は、通算して4学期を超えることではない。

(単位および修了認定)

第9条 履修者には、第3条に定める科目の単位を修得した者について、A種又はB種の履修証明プログラムの修了を認定する。ただし、第4条の規定に関わらず第3条の定める科目の単位を修得した者についても、履修証明プログラムの修了を認定することができる。

2 単位の付与及び成績評価については、青森公立大学大学院履修規程の規定を準用する。

(表彰)

第10条 前条による修了を認定された者のうち、特に成績が優秀な者については、これを表彰できる。

(準用)

第11条 本学の学則その他の規程中、学生に関する規程は、履修証明プログラムの履修者に準用する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関して必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

履修証明プログラム「データ分析士A種（経営経済）」及び「データ分析士B種（経営経済）」開講科目一覧

授業科目の名称	配当年次	単位数		備考		
		必修	選択必修			
データ分析士A種（経営経済）	データ処理特論 I	1 春	2	1 2 単位必修		
	データ処理特論 II	1 春	2			
	市場分析特論	1 秋	2			
	統計学特論	1 春	2			
	計量経済学特論	1 秋	2			
	経済統計学特論	1 春	2			
	データ分析士B種（経営経済）	データ処理特論 I	1 春		2	6 単位必修
		データ処理特論 II	1 春		2	
		統計学特論	1 春		2	
		市場分析特論	1 秋		2	
計量経済学特論		1 秋	2			

様式第1号（第8条関係）

履修証明プログラム停止願

年 月 日

青森公立大学学長 様

学籍番号

氏名 印

このたび、下記の理由により履修証明プログラムの履修を停止したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

- 履修停止を希望する理由
- 履修停止の希望期間  
年 月 日 から 年 月 日まで
- 停止中の連絡先  
住所 〒 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

大学記入欄

学期	異動種別	身分異動履歴		授業料納入状況	
		異動年月日	異動理由	学期	事務局確認印
				春学期	
				秋学期	

## 青森公立大学履修証明プログラムに関する規程施行細則

令和2年2月21日  
規程第3号

### (趣旨)

第1条 この細則は、青森公立大学履修証明プログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関する規程（令和2年規程第2号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (授業料等の額)

第2条 大学において徴収する入学検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）の徴収については、公立大学法人青森公立大学授業料規程（平成21年規程第4号）別表第1（第2条関係）の定めるところによる。

2 前項の規定により積算したデータ分析士A種（経営経済）及びデータ分析士B種（経営経済）の1学期における授業料が50,000円を超えたときは、50,000円を上限とする。

### (出願書類及び入学検定料の納付)

第3条 履修証明プログラムを出願する者は、履修証明プログラム申込書（様式第1号）に入学検定料を添えて、指定の期日までに事務局に提出しなければならない。（審査）

第4条 前条の出願者について選考を行うため、履修証明プログラム選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は研究科長をもって充て、委員は委員長が教員の中からその都度指名する。

4 委員会は、前条の規定により出願書類の提出があったとき又は委員長が必要があると認めるときに、委員長が招集する。

5 委員会における選考は、面談その他適切な方法により行う。

### (入学通知)

第5条 研究科長は、選考した候補者について、学長に内申するものとする。

2 学長は、入学の可否を決定し、入学通知書により通知するものとする。

### (入学手続及び入学許可)

第6条 前条に定める入学の通知を受けた者は、指定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

### (授業料の徴収)

第7条 履修証明プログラムに係る授業料の徴収方法は、別に定める。  
(授業料等の不還付)

第8条 既納の授業料等は、還付しない。  
(履修証明書)

第9条 学長は、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に、履修証明書（様式第2号）を交付するものとする。  
(実施体制の整備)

第10条 研究科長は、履修証明プログラムの編成及び実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。  
(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

# 履修証明書

氏名 ○○○○

○○年 ○○月○○日生

学校教育法第百五条の規定に基づき、本学所定の○○プログラム（計○○時間）を修めたことをここに証する。

（プログラムの概要）

本プログラムは、主として○○である者を対象として、○○のよ  
うな人材（能力）を養成することを目的とし、（○○と連携して）○  
○、○○、○○等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

○○年○○月○○日

青森公立大学

学長

第○○○号

印

年 月 日

## 履修証明プログラム申込書

青森公立大学学長 様

貴大学での履修証明プログラムの履修を希望いたしますので、必要書類を添えて提出いたします。

希望コース（いずれかに○）

- データ分析士A種（経営経済）  
 データ分析士B種（経営経済）

ふりがな			
氏名	印		
生年月日	年 月 日	性別	